

## 八戸市予定価格事前公表の試行に関する要領

### (趣旨)

第1条 この要領は、入札及び契約の過程における透明性の確保及び競争性の向上を図るため、当該透明性の確保及び競争性の向上に資するとされている予定価格の入札執行前の公表（以下「予定価格の事前公表」という。）について、その有効性を調査するとともに事務処理方法の確立を図るため、予定価格の事前公表を試行することについて必要な事項を定めるものとする。

### (公表の対象)

第2条 予定価格の事前公表は、管財契約課が契約事務を処理する建設工事の請負契約並びに測量業務、建設コンサルタント業務及び地質調査業務の委託契約（以下「建設工事の請負契約等」という。）に係る一般競争入札及び指名競争入札について行う。

2 前項の規定にかかわらず、建設工事の請負契約等に係る指名競争入札について、市長が必要と認める場合には、予定価格の入札執行後の公表とすることができるものとする。

### (公表の方法)

第3条 予定価格の事前公表は、一般競争入札にあつては入札公告への記載により、指名競争入札にあつては管財契約課前の掲示板への掲示及び指名通知書への記載により行う。

### (入札回数)

第4条 予定価格の事前公表の対象となった入札の執行回数は、1回とする。

### (内訳書の提示)

第5条 予定価格の事前公表の対象となった入札に参加しようとする者は、当該入札に関し、入札価格決定の根拠となった積算金額の内訳書（以下「内訳書」という。）を提示しなければならない。

2 内訳書の提示のない者がした入札は、無効とする。

### (その他)

第6条 この要領に定めるもののほか、予定価格の事前公表の試行について必要な事項は、別に定める。

### 附

この要領は、平成13年10月1日から実施し、同日以後に公告を行う一般競争入札及び指名通知を行う指名競争入札について適用する。

### 附

この要領は、平成17年4月1日から実施する。

### 附

この要領は、平成22年1月1日から実施し、同日以後に公告を行う一般競争入札及び指名通知を行う指名競争入札について適用する。